

特別交付金の算定ルールについて

平成19年度の都区財政調整協議において、財調交付金全体に占める特別交付金の割合は2%から5%に変更されることとなりましたが、その際、特別交付金の算定方法については、別途、都区で協議することが確認されています。

これは、今回の特別交付金の割合の拡大に伴い、5百億円に近い規模になることから、算定者である東京都の恣意性を極力排除し、算定の透明性・公平性をこれまで以上に確保していくことが求められるからです。

特別交付金は、災害の発生に伴う所要経費など、普通交付金では捕捉できない特別な財政需要を算定するものですが、これまでは災害復旧、災害の未然防止、公害対策等の緊急措置及び、その他の四項目が示されているだけでした。しかも、その他の項目で算定されているものが過半を占め、不透明性が指摘されていました。

そこで、区側では、これまでの算定実態も踏まえて算定項目を明確化する区側提案をとりまとめ、都の対案を受けて、9月から11月にかけて、都区財政調整協議会及び同幹事会で都区間の協議を行いました。

最終的に、平成19年11月16日の区長会総会において協議結果が了承され、同日、都区協議会で決定されました。

主な算定項目は表のとおりで、本年度の算定から適用されます。

なお、特別交付金を5%とすることについては、区側として暫定的に受け入れた経緯があることから、今後のあり方については引き続き都区間で協議を行なっていくこととなります。

特別交付金の算定ルール

1. 算定項目

算定項目は、大区分(ABC)、小区分(アイウエ)の2区分とする。

A 普通交付金の額の算定期日後に生じた災害等のための特別の財政需要又は財政収入の減少

- ア 災害等の復旧に要する経費
- イ 災害等の応急対策に要する経費
- ウ 災害減免による財政収入の減少
- エ その他災害等に要する経費

B 基準財政需要額の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要

- ア 災害等の未然防止に要する経費
- イ 公害対策等緊急の環境改善に要する経費
- ウ 地方交付税(市町村分)の算定対象であるが、都区財政調整においては普通交付金の算定対象となっていない財政需要
- エ 特別区の需要としては普遍性がないとの理由により、普通交付金に算定されていない財政需要

C その他特別の事情

- ア 住民税フラット化に伴う激変緩和措置
- イ 普通交付金算定対象外施設に係る老朽化への緊急対応
- ウ その他特別の事情

2. 交付回数

交付回数は、12月と3月の年2回とする。ただし、19年度は年1回とする。

3. 交付率

- (1) A(災害等のための特別の財政需要等)項目、B、ア(災害等の未然防止に要する経費)及びイ(公害対策等緊急の環境改善に要する経費)項目については、交付率を2/2(全額)とする。
- (2) C、イ(普通交付金算定対象外施設に係る老朽化への緊急対応)項目については、対象経費を財調単価に整備面積を乗じた額と、実績額とのいずれか少ない額とし、特別交付金の総額の1/5を上限に、改築を1/4、大規模改修を1/2の交付率で算定する。
- (3) 多額の経費を要する(算定)事業については、他区の算定額への影響を踏まえ、対象事業の全体経費を把握したうえで、平準化した額を分割交付する。

4. 特別区への通知

- (1) 12月交付分の決定後、対象事業、予定交付率及び概算算定額の内定通知を行う。
- (2) 3月交付分の決定後、特別区ごとの小区分の算定額、分割交付対象事業の通知を行う。

5. 端数計算等

特別交付金の総額について、各特別区に交付すべき特別交付金額を算定した後に、なお残額が生じた場合には、当該年度の4月1日現在における各特別区の人口の割合に応じて配分する。